

情報提供

那医発第 389 号
令和 8 年 9 月 9 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

担当理事 宮城 淳



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「災害医療関係通知文の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

冲医発第 852 号 F

令和 8 年 8 月 28 日

地区医師会災害医療担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 出口 宝

（災害医療担当理事）

（公印省略）

災害医療関係通知文の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より別添のとおり、下記救急災害医療関係通知文が届いておりますので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、本通知の添付資料は省略しておりますので、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

① 令和 8 年度「防災週間」及び「火山防災の日」について

（令和 8 年 8 月 24 日 日医発第 1018 号（地域））

沖縄県医師会業務 1 課：玉城

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

E-mail：g1@okinawa.med.or.jp



1

日医発第 1018 号（地域）
令和 8 年 8 月 24 日

都道府県医師会 会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会長 松本 吉郎
(公印省略)

令和 8 年度「防災週間」及び「火山防災の日」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会は、平成 26 年 8 月 1 日付をもって災害対策基本法上の「指定公共機関」の指定を受けております。今年度も高市 早苗 内閣総理大臣より、中央防災会議会長として、標記の通り「防災週間」及び「火山防災の日」の周知や防災訓練、火山防災訓練等の実施について協力依頼がありました。

政府、地方公共団体等防災関係諸機関を始め、広く国民が、地震・津波災害、風水害・土砂災害、高潮・高波・暴風災害、火山災害、雪害等の災害についての認識を深めるとともに、災害に対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するため、「防災の日」及び「防災週間」が設けられております。

また、令和 5 年 6 月に「活動火山対策特別措置法」の一部が改正され、令和 6 年 4 月に施行されました。本改正において、国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、8 月 26 日が「火山防災の日」と定められております。

平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には「自助」、「共助」、「公助」を組み合わせ対応することが重要であり、これによって社会全体における防災力を向上させるため、国、関係公共機関、地方公共団体及びその他関係団体等の緊密な連携の下に、防災に関する各種の行事、「火山防災の日」の周知や広報活動等を全国的に実施することとされております。

なお、本年の防災訓練の実施に当たっては、本文書に添付しております「令和 8 年度総合防災訓練大綱」で示している基本的な考え方を参考とすることとされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方ならびに防災・危機管理部局や関係機関との連携体制の構築につきご高配賜りますようお願いいたします。

なお、本周知のご連絡が遅くなりましたこと、心よりお詫び申し上げます。

中 防 災 第 2 2 号
令和8年7月31日

公共社団法人 日本医師会長 殿

中央防災会議会長 高市 早苗

令和8年度「防災週間」及び「火山防災の日」について

貴職におかれては、日頃から防災行政に御協力いただいているが、標記の件については、別紙に即して「防災週間」及び「火山防災の日」にふさわしい各種行事等を実施し、防災意識の高揚、防災知識の普及及び防災体制の整備に一層努めるようお願いする。

なお、貴管内関係機関に対し、この趣旨の周知徹底を図るよう協力方よろしくお願いする。

令和8年度「防災週間」及び「火山防災の日」について

令和8年7月31日
中央防災会議決定

1. 趣旨

我が国は、その位置、地形、地質、気象等の自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、高波、竜巻、暴風、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、津波、火山噴火等による災害が発生しやすい国土となっている。また、今後、気候変動の影響により、災害の更なる激甚化・頻発化が懸念されている。

昨年度も、令和7年8月5日からの大雨及び令和7年10月の台風第22号、第23号、青森県東方沖を震源とする地震等により、全国各地で様々な被害が発生した。

こうした我が国の国土の特徴に鑑み、政府、地方公共団体等の防災関係諸機関を始め、広く国民が、前述の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するよう、「防災の日」(9月1日)及び「防災週間」(8月30日から9月5日まで)を設けることとしている。

平成27年9月には、各界各層の団体等のネットワークを活用し、幅広い層の国民の防災意識の向上を図ることを目的として、「防災推進国民会議」が発足するとともに、平成28年8月に「第1回防災推進国民大会」が開催されて以降、これまでに10回同大会が開催されてきたところである。

また、令和5年6月に「活動火山対策特別措置法」(昭和48年法律第61号)の一部が改正され、令和6年4月に施行された。本改正において、国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、8月26日が「火山防災の日」と定められたところであり、この「火山防災の日」においては、国及び地方公共団体は、防災訓練その他のその趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めることとされている。

災害からの被害を軽減するためには、これまで発生した大規模自然災害から得られた教訓を的確に活かし、平素から災害時における被害軽減につながる備えを充実強化するとともに、災害時に迅速かつ適切な防災活動を行い、被災後の円滑な復旧・復興を可能としていくことが重要である。

平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って行動する「自助」、地域住民や企業等が連携してお互いに助け合う「共助」、行政による「公助」を組み合わせ、対応することが重要である。これによって社会全体における防災力を向上させるため、以下のとおり、国、関係公共機関、地方公共団体及びその他関係団体等の緊密な連携の下に、防災に関する各種の行事、「火山防災の日」の周知や広報活動等を全国的に実施する。

なお、防災訓練の実施に当たっては、訓練を実施する際の基本的な考え方について示す「令和 8 年度総合防災訓練大綱」（令和 8 年 7 月 14 日中央防災会議決定）を参考にするものとする。

2. 実施主体

国、関係公共機関、地方公共団体、その他関係団体

3. 防災週間に関する取組

（1）実施期間

令和 8 年 8 月 30 日（日）から同年 9 月 5 日（土）まで

（2）実施事項

国、地方公共団体等は、災害が発生した場合、災害応急対策から、災害復旧・復興までの一連の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを十分に行う必要がある。一方、国民は、平常時から災害に対する備えを心がけ、発災時には自ら身の安全を守るとともに、地域住民や企業等が連携してお互いに助け合うことが非常に重要である。

国、地方公共団体等は、こうした「自助」、「共助」、「公助」それぞれが適切に役割を果たすよう、「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」（平成 18 年 4 月 21 日中央防災会議決定）及び「令和 8 年度総合防災訓練大綱」に基づき、行政における十分な準備と訓練を行うとともに、国民に対する防災知識の普及・啓発を図り、災害被害を減らす取組を推進することが必要である。

これらを踏まえて、防災週間においては、地域の実情に応じて、次に掲げるような、防災週間の趣旨にふさわしい内容の行事等を実施するものとし、国は、関係公共機関、地方公共団体及びその他関係団体等に対して協力を要請するものとする。

ア 実施する行事等

「防災週間」を中心とする期間内に実施する行事等は次のものとする。

- ① 実施主体は連携を強化し、より実践的な防災訓練等を行うものとする。
 - a 風水害や土砂災害等各種災害の発生に備え、地域住民、地方公共団体、気象防災アドバイザー等の専門家等が連携し、ハザードマップ等に表示された地域の災害リスクその他地域の実情を踏まえた避難訓練、雨による災害発生危険度を地図形式で示したキキクル等の防災気象情報を踏まえた訓練の実施に努めるものとする。

また、地域の防災関係機関との協力体制を構築した上で、災害時に避難情報の発令の必要性を判断し、あらゆる手段を活用して躊躇なく避難情報を伝達できるようにするとともに、住民が適切に避難行動をとれるよう、職員と住民の参加による避難情報の発令・伝達、避難判断のため

の訓練の定期的な実施に努めるものとする。

- b 避難情報の発令・伝達の訓練に当たっては、避難情報の在り方が見直されたことを踏まえ、警戒レベル5（緊急安全確保）の発令を待つことなく、警戒レベル4（避難指示）までの段階で危険な場所から全員避難すること等について、住民等の理解が十分に促進されるよう周知徹底する。具体的な避難情報の発令基準や伝達方法、防災体制等を検討するに当たっては、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）、令和8年3月改定）も参考にすること。

また、視聴覚障害者、訪日外国人等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しては、デジタルサイネージ、字幕・解説・手話放送、防災行政無線、多言語（やさしい日本語を含む。）化、津波フラッグ等の災害情報伝達ツールを活用した訓練の実施に努めるものとする。

- c 感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、防災部局、保健福祉部局、保健所、消防等が十分に調整して、各機関が有する知見を活かし、医療専門家等の助言を受けるなどしつつ、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練等を積極的に実施するものとする。
- d デジタル技術等を活用した災害対応に備え、電子地図を用いた関係機関相互の情報共有等、デジタル技術等を活用した実践的な訓練の実施に努めるものとする。

また、災害発生時の行動の適否を事後的に評価すること等を可能とする、スマートフォンアプリ等のデジタルツールを活用した訓練の実施に努めるものとする。

- e 大規模災害の発生を想定し、広域的ネットワークを活用した訓練や地方公共団体間の緊密な連携の下に地方公共団体相互で締結されている協定等に基づく広域的応援・受援訓練の実施に努めるものとする。
- f 災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区について、孤立時の状況把握、救助救出活動や物資の輸送、交通の確保、通信の確保等について、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるものとする。
- ② 防災に関し、災害時の防災活動の実施、防災意識の普及又は防災体制の整備の面で貢献した団体や個人（ボランティアや企業等も含む。）への表彰を行う。
- ③ 実践的な防災行動の促進のため、次のような活動等を実施する。
- ・ 防災意識の向上や普及・啓発の推進に係る活動
 - ・ 映画・ビデオ上映会、被災や災害対応の体験談を語る会、防災センター等における災害疑似体験、キャンプ等による避難生活体験、防災体験ツアー、防災マップづくり体験、非常食の調理体験、その他の教育啓発活動
 - ・ テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、広報誌、インターネット、携帯端末、コミュニティ放送、ポスター、屋外看板、懸垂幕等多様な手段の活用によ

る広報活動

- ・パンフレット、リーフレット、災害の危険箇所や指定緊急避難場所・指定避難所等について明らかにした防災マップ等の配布
- ・標語、図画等の募集

④ 行事等の実施に当たっては、これまでの様々な災害も踏まえ、災害への備えに関する次の事項について普及・啓発を行う。

- ・様々な災害（地震・津波災害、風水害・土砂災害、高潮・高波・暴風災害、火山災害、雪害等）発生時における、様々な状況下（家屋内、高層ビル内、路上歩行時、自動車運転中、登山中等）においてとるべき行動（特に子どもの指導にも留意すること）
- ・主に国から発表される情報（警報・注意報、キキクル、気象防災速報等の気象等に関する情報や、南海トラフ地震に関連する情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の地震・津波・火山に関する情報等）や地方公共団体から発表される情報（風水害（津波を除く）、土砂災害における５段階の警戒レベルを用いた避難情報等）の発表時にとるべき行動の確認及び防災マップ等による指定緊急避難場所・指定避難所の位置や経路等の把握（特に子どもの指導にも留意すること）
- ・火山災害の発生に備え、登山者や火山周辺地域の施設管理者等が行うべき取組
- ・家族内及び事業所内における安否確認の連絡方法の確認及び指定緊急避難場所等でとるべき行動（特に子どもの指導にも留意すること）
- ・非常用持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・最低でも３日、出来れば１週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- ・ライフラインの途絶に備えた対応の確認（電気、ガス、上下水道、通信等）
- ・災害が長期化した場合における、トイレトレーラー等を利用したトイレ環境の確保、入浴・洗濯機会の確保に係る対応の確認
- ・ペットの同行避難や指定避難所等での飼養等についての日頃からの準備
- ・家具・家電製品等の固定による転倒防止対策や配置の見直し、収納物の落下に対する防止対策の重要性
- ・建物の耐震診断及び補強の実施並びに耐震診断に対する地方公共団体等の助成制度、耐震化された公共建築物のリストの公表等公共建築物の耐震性に関する情報、被災建築物応急危険度判定活動等
- ・ブロック塀等建築物の安全点検
- ・電気に起因する火災を予防するための感震ブレーカー等の設置
- ・地震保険加入の促進
- ・緊急地震速報を活用した適切な対応行動の理解促進のため、緊急地震速報の特性と限界の周知、及び受信時に利用者がとるべき行動等（特に子どもの指導にも留意すること）

- ・ 自主防災組織や次の事業所等における防災のための施設、設備及び資機材の点検
 - － 危険物を有する石油コンビナート等の事業所
 - － 電気、ガス、上下水道、通信等のライフライン関係及び廃棄物処理関係事業所
 - － ターミナル駅、高層ビル、地下街、ホテル、百貨店、劇場、遊園地等不特定多数の者が出入りする施設や事業所
 - － 病院、社会福祉施設等の施設
- ・ 避難所の備蓄品及び受変電設備の浸水対策（嵩上げ・移設）等
- ・ 自主防災活動の実施・参加及び消防団・水防団活動への参加・協力並びに地域住民、事業所従業員等と連携した防災訓練の実施
- ・ 地区防災計画の作成及び地区防災計画に基づいた訓練等の実施
- ・ 避難所開設当初から、パーティション・段ボールベッド等の簡易ベッドを設置できるような、住民参加型の避難所運営の訓練の実施
- ・ 個別避難計画の作成並びに避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用した訓練等の実施
- ・ 個別避難計画と地区防災計画を連動させた訓練の実施
- ・ 企業における、災害時に備えた中枢機能・情報システムのバックアップ、ライフライン系統の多重化、要員の確保等、事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続マネジメント（BCM）の構築
- ・ コンピュータ、情報通信ネットワークシステム等の保守点検及び機能停止に備えた代替手段の確認
- ・ 初期消火、顧客の避難誘導、負傷者・要配慮者救助の心構えと準備
- ・ 耐震自動消火装置付きの火気設備、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器等による火災対策

イ 行事等実施に当たっての留意事項

- ① 地域における災害事例、防災体制、防災意識及び防災活動等の実情を踏まえ、かつ、東日本大震災を始めとする大規模地震・津波災害や近年の風水害・土砂災害、高潮・高波・暴風災害、火山災害、雪害等の経験と教訓を活かした効果的な行事等となるよう努めること。
- ② 若年層や要配慮者を含めた幅広い層の住民の防災意識や災害時の行動力の向上に資するため、新技術や災害時にも活用可能な機材等の積極的な活用や体験性・ゲーム性を加味した種々の行事を組み合わせ、多くの住民が興味や関心をもって参加・体験でき、身近な防災活動に活かせることができるような実践的な内容となるよう努めること。
 また、女性やこども・若者の積極的な参加が得られるよう努め、災害から受ける影響や被災時の支援ニーズには、女性と男性では違いがある点や、こども・若者には特有のニーズがある点に留意すること。
- ③ 防災に係る既存の各種訓練や運動等の関係行事と有機的関連を保持し

つつ、相互の効率を上げるよう努めること。

その一環として、自衛隊、海上保安庁等の国の機関と地方公共団体及びその他関係団体等との連携や情報連絡の緊密化等が、地域の実情に応じて更に円滑に行われるよう配慮すること。

- ④ 災害の各段階（平常時の備え、初動、避難生活、復旧・復興等）において、性別、年齢、国籍、障害の有無等の多様性に配慮した取組が更に進められるよう努めることとする。特に、女性の視点からの取組については、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（内閣府男女共同参画局、令和2年5月）を参考にする

- ⑤ 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めること。

また、社会福祉施設、医療施設等に対する的確な情報提供や地域と一体となった警戒避難体制の確立等への取組が更に推進されるよう努めること。

- ⑥ 自主防災組織やボランティア、企業等民間の活動との連携を進めること。
 - a 災害時における企業の果たす役割（顧客・従業員の安全、二次災害の防止、経済活動の維持、地域社会への貢献）の大きさに鑑み、各企業がその役割を十分に認識して更に防災活動を推進するよう、企業の防災意識の高揚等に努めるとともに、行事の実施に当たっては、積極的に企業の参加を得るようにすること。
 - b 被災者支援を担う様々なNPOやボランティア等、これらの団体の活動調整を行う災害中間支援組織と連携を図るようにすること。
 - c 一般の国民が、復旧・復興や災害予防等の幅広い局面において、NPOやボランティア活動に参加する際の情報提供等の環境整備を行うこと。
 - d 避難所開設・運営訓練等の実施に当たっては、避難所運営の担い手育成の観点から、住民やNPO、ボランティア等の参加を得て避難生活環境の向上を意識した訓練となるよう努めるとともに、避難生活支援の担い手となるボランティアの確保・育成及び連携に努めること。

ウ その他の留意事項

- ① 災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和7年法律第51号。以下「令和7年災対法一部改正法」という。）関連

令和7年災対法一部改正法により、避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者支援に当たるNPO等民間の支援団体を、平時のうちに登録しデータベース化する登録制度が創設された。この登録制度は、発災時における被災地方公共団体と登録団体との連携促進を図り、官民連携による円滑かつ効率的な被災者支援が行われるための環境整備を目的としている。また、単に団体を登録するのみならず、登録団体の活動内容

や活動実績等の情報を、全国の地方公共団体等に対し広く共有することで、平時から、被災者支援にあたる連携体制づくりの後押しを図ることも併せて目的としている。防災週間等の機会に民間の支援団体等と連携した訓練や研修等を行うことで、地域一体となった防災体制の構築を図っていただきたい。

② 災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和３年法律第30号。以下「令和３年災対法一部改正法」という。）関連

a 令和３年５月に個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされた。同時に、市町村が、指定福祉避難所ごとに、受入対象者を特定して指定の際に公示し、受入対象者とその家族のみの避難先であることの明確化を可能とした。そのため、指定福祉避難所等を定めるとともに、個別避難計画等を活用した防災訓練、避難支援等関係者及び高齢者、障害者等への研修等により、地域における避難行動要支援者等への支援体制を整備すること。また、防災週間等の各種機会を捉え、実効性のある個別避難計画策定に向けた取組として、避難行動要支援者本人が参加する避難訓練の実施、総合防災訓練等の各種訓練等での個別避難計画の取り上げ等を通じて市町村を支援するとともに、各種広報手段を通じて周知に努めること。併せて、市町村に対して訓練、広報等を促すこと。

b 令和３年災対法一部改正法により、災害発生のおそれ段階において、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たり、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等が整備された。令和３年災対法一部改正法の公布にあわせて公表された「水害からの広域避難に関する基本的な考え方（内閣府（防災担当）、令和３年５月）」を参考に、広域避難の必要性の検討を行うとともに、必要な地域においては広域避難に関する周知啓発や訓練の実施に努めること。

③ 消防団・水防団及び自主防災組織の充実強化を図るとともに、防災訓練や防災教育の実施に当たっては、地方公共団体・警察・消防・消防団・水防団・自主防災組織・学校・企業等が連携し、地域一体となった防災体制を構築すること。

④ 防災教育や避難訓練を実施する際には、地震、水害、津波、火山噴火等、地域に応じた災害リスクや、災害時に「自分は大丈夫」と思ってしまう心の傾向である「正常性バイアス」等を踏まえ、具体的な問題意識を持って実践的に行うことが重要であること等に留意すること。

4. 火山防災の日に関する取組

（１）実施期間

「火山防災の日（８月26日）」をはじめとする地域の実情等に応じた適切な時期

（２）実施事項等

災害の脅威と豊かな恵みの両面を併せ持つ火山について正しく知り、必要な備えを行うために、国民の関心と理解を深めることが特に重要である。

こうした「火山防災の日」の趣旨を踏まえ、国、地方公共団体等は、「火山防災の日」の周知や、火山防災訓練等の行事の実施等、火山防災に関連した取組の推進に努めることとする。

また、取組の推進に当たっては、特に下記の事項に留意するものとする。

ア 一般国民の防災意識の向上と実践的行動の定着を促すため、「火山防災の日（８月26日）」に関する広報等を積極的に行い、火山防災に関するイベントを開催すること。

イ 関係府省庁等が参加し、各地の火山防災協議会等が策定した避難計画に基づき、又はその検討状況に応じて、火山ハザードマップに即した避難訓練や住民、登山者、旅行者への情報伝達体制を確認する訓練等を実施すること。また、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会を設けるなど、主体的な避難行動をとる姿勢を醸成するための防災教育や災害伝承を推進すること。

ウ 主体的な避難行動の徹底が図られるよう、以下のことについて住民や登山者等に周知すること。

- ① 火山防災マップ（火山ハザードマップに避難先、避難経路及び避難手段等に関する情報のほか、住民や一時滞在者等への情報伝達手段等を付加して作成されたもの）等を確認し、噴火警報・予報の発表時には噴火警戒レベル等に応じた行動・対応をとること。
- ② 噴火速報が発表された際や噴火に巻き込まれた際は、近くの山小屋や退避壕、岩陰等、頭や身体を守れる場所に一時避難すること。
- ③ 活火山への入山時には、火山の状態や特性を踏まえ、火山防災マップ・火山ハザードマップ、ヘルメット、ゴーグル、マスク、ヘッドライト、雨具、タオル、非常食、飲料水、携帯電話等の通信機器・予備電源、登山地図、コンパス等、必要なものを装備・持参すること。
- ④ 登山を行う際には、登山届（登山計画書）を作成・提出するよう努めること。

エ 訓練の実施に当たっては、住民のみならず、登山者や観光客等についても想定し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するとともに、訓練により明らかとなった課題等について、関係者間で意見交換や情報共有を行い、避難計画等を定期的に見直し、改善に努めること。

5. その他

参加者の防災意識の向上等が一過性のものとならないよう、１月17日の「防災とボランティアの日」等の防災に関する記念日の普及・啓発を行

うなど、「防災週間」、及び「火山防災の日」終了後においても防災意識が定着するような内容となるよう努めること。

警戒レベル

4

ひなんしじ

避難指示までに必ず避難

市町村からの避難情報発令前でも自らの判断で避難しましょう

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生 又は切迫 	命の危険 直ちに安全確保!	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1
<警戒レベル4までに必ず避難!>			
4	災害の おそれ高い 	危険な場所から 全員避難	ひなんしじ 避難指示
3	災害の おそれあり 	危険な場所から 高齢者等は避難	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難 ※2
2	気象状況悪化 	自らの避難行動を 確認する	レベル2 大雨・土砂災害・氾濫・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ 	災害への心構えを 高める	早期注意情報 (気象庁)

- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。また、警戒レベル相当情報(氾濫発生情報、土砂災害警戒情報など)が発表されたとしても、必ずしも同時刻に同じレベルの避難情報が発令されるものではありません。
- ※2 警戒レベル3は、高齢者や障害のある人、妊産婦、乳幼児連れの人など、避難に時間がかかる人は避難を開始するタイミングです。それ以外の人も、必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。



ハザードマップを確認し、自宅の災害リスクと、
取るべき行動を確認しましょう。



「避難」とは「難」を「避」けることです。
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。
屋内で安全を確保することも考えられます。

※屋内安全確保は「3つの条件」を満たす場合に検討する行動です。
詳細は裏面を確認しましょう。



ハザードマップポータルサイト

検索

**避難に時間のかかる
高齢者や障害のある人、
妊産婦、乳幼児連れの人などは、
警戒レベル3高齢者等避難で
危険な場所から避難しましょう。**

**警戒レベル4避難指示までに
自らの判断で危険な場所から
全員避難しましょう。**

※避難勧告は廃止されました。
(令和3年5月20日から)

**警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待ってはいけません。**

内閣府(防災担当)・消防庁



ひなん
「避難」って
何すれば
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけが
避難ではありません。
「避難」とは「難」を「避」けること。
下の4つの行動があります。



行政が指定した避難場所 への立退き避難

命を守るために緊急的に
避難する場所です。

※避難所と避難場所の違いに注意しましょう。
避難所はその後の避難生活を送るための
施設なので、切迫した災害の危険から逃れ
るためには避難場所へ避難しましょう。
※避難所と避難場所は相互に兼ねている場
合もあります。



小・中学校

公民館



安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難
することを相談して
おきましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



普段から
どう行動するか
決めておき
ましょう

安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要
です。事前に予約・
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



ホテル

旅館

屋内安全確保

ハザードマップで以下の
「3つの条件」を確認し自
宅にいても大丈夫かを確
認する必要があります。

想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある
区域では立退き避難が
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります

地面が削られ家屋は
建物ごと崩壊する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、 水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。自主的に早めの避難をしましょう。

令和8年度総合防災訓練大綱（概要）

- ・訓練を企画・実施する際の基本方針、国の訓練事項、地方公共団体の訓練への留意点等を示すもの
- ・継続的・計画的に取り組むべき事項に加え、既往災害からの教訓や社会状況の変化等を反映
- ・年度末から年度当初の時期に、中央防災会議で決定するもの

既往災害等を踏まえた災害対応力向上

- スフィア基準等に沿った避難所の生活環境の向上（ベッド・パーティション・トイレ等の設置）や、在宅・車中泊避難者等の状況把握に関する訓練の実施
- 地方公共団体間の広域応援・受援訓練の実施
- 指定緊急避難場所での熱中症や低体温症のリスク等に留意した訓練の実施
- 物資の調達・輸送等の訓練の実施
- 災害時に孤立することが想定される地区への対応訓練の実施
- NPO、ボランティア等、多様な主体と連携した訓練の実施
- 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施
- 発災時の情報共有や意思決定に実際に活用できるよう、システムの操作習熟等を図る訓練の実施
- 防災訓練の実施に当たっては、国民保護の取組の紹介や防災訓練に続けた国民保護訓練の実施等、国民保護訓練との連携に留意



要配慮者が参加した避難訓練
(提供：神奈川県平塚市)



避難所宿泊訓練
(提供：北海道広尾町)



防災訓練に続けた国民保護訓練
(提供：青森県平川市)

より実践的、効果的な訓練

- 「防災の日」（9月1日）に、千島海溝地震、日本海溝地震を想定し、関係地方公共団体と連携した政府本部運営訓練の実施
- 「防災の日」（9月1日）に、首都直下地震を想定し、九都県市合同防災訓練と連携した現地調査訓練の実施
- 南海トラフ地震を想定し、関係地方公共団体や災害派遣医療チームと連携した医療活動訓練の実施
- 大規模災害時を想定し、関係府省庁・地方公共団体や医療関係団体等が連携した船舶医療活動訓練の実施
- 大規模な火事災害等が発生したことを想定し、関係府省庁が連携した事故災害対処訓練の実施



政府本部運営訓練
(出典：首相官邸HP)



九都県市合同防災訓練
(提供：さいたま市)



医療活動訓練



船舶医療活動訓練

令和 8 年度総合防災訓練大綱

令和 8 年 7 月 1 4 日
中央防災会議決定

1. 総合防災訓練大綱の意義

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）においては、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関等の防災関係機関が一体となって、国民と連携しつつ対応することが求められる。

このような防災関係機関の災害への対応に関しては、災害対策基本法、防災基本計画、その他の各種規定等に基づき防災訓練を行うことが定められている。

本大綱は、令和 8 年度において、防災関係機関が相互に連携して、防災訓練を総合的かつ計画的に実施する際の指針を示すものである。また、令和 7 年 7 月に発生したカムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波、同年 1 2 月の青森県東方沖を震源とする地震など、昨今の社会状況等を踏まえ、防災訓練を通じて、より多くの国民が防災や減災に関する意識を高めることができるよう、訓練を実施する際の基本的な考え方について示すものである。

2. 防災訓練の目的

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、具体的には以下のとおりとする。

- (1) 防災訓練を通じて、防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、評価等を実施し、実効性について検証すること。
- (2) 防災訓練を通じて、災害時における各防災関係機関の適切な役割分担と相互に連携協力した実効性ある対応方策を確認するとともに、災害発生に備え、特に国と地方公共団体の関係強化を始め、平時からの防災関係機関等相互の連携強化を図ること。
- (3) 防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱点や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善を図ること。
- (4) 住民一人一人が、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動等をとれる社会の構築に向け、防災訓練に際して、日常及び災害時において「自らが何をするべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができることとなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。

- (5) 行政機関、民間企業を通じた防災担当者の平時からの自己研鑽・自己啓発等が社会の災害対応力向上に直結することに鑑み、各防災担当者が日常の取組について検証し、評価する機会とすること。

3. 防災訓練実施に当たっての基本方針

防災訓練は、以下の基本方針に沿って実施することとする。

(1) 東日本大震災等の既往災害を踏まえた災害対応力の向上

東日本大震災、令和5年5月から9月の大雨や台風、令和6年能登半島地震等の既往災害から得られた多くの防災対策に関する課題への対応力向上を図るため、考え得る様々な被害への応急対応や複数の地方公共団体にわたる広域的な対応等を訓練内容に取り入れる。

(2) 実践的、効果的な訓練の推進

実際に災害が発生した時に、行政機関、民間企業、住民等、それぞれが的確な対応をとることができるよう、災害時に発生する状況をシミュレーションしてその対応を図るなど、各主体が実践的に訓練を実施することが重要である。

訓練実施において最も重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項（いわゆるシナリオ）については、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震や南海トラフ地震をはじめとする大規模地震対策や広域降灰対策等の検討成果も踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪事態の想定（複合災害や、寒冷期、休日、発生時間帯や避難方法、北海道・三陸沖後発地震注意情報発表や南海トラフ地震臨時情報の想定など）、災害時に現地で対応した者の知見の反映、防災行動計画（タイムライン）等への対応を踏まえて作成し、訓練進行上からの必要性等に捕らわれたり、見せることのみを目的としたりすることのないように訓練を行う。

訓練の準備段階では、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関、住民、ライフライン・インフラ事業者等と、それぞれの役割を確認しつつ協力し、中央防災無線等の情報通信手段、資機材の試用等を含めた物資の備蓄状況や運送手段の確認の機会とするとともに、防災組織体制及び災害応急対策に係る問題点等の抽出・発見に努め、実効性を検証する。

訓練の方法については、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に判断を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

また、参加者の知識・経験に応じた段階的かつ継続的な訓練となるよう配慮する。

(3) 事前の教育研修の推進

実際に災害が発生した時に的確な対応をとるためには、各人が災害時の状況を正しくイメージできることが重要である。そのため、事前に、災害対応に必要な知識や技術の習得をするとともに、防災行動計画（タイムライン）を活用するなどして、地域の災害リスクやそれに応じた避難行動等の確認が不可欠である。

防災担当者は、日頃からの自己研鑽・自己啓発の積み重ねが期待される。国は、特に災害時に

リーダーシップを発揮することが求められる地方公共団体の危機管理・防災責任者等に対して、初動対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を付与するための研修等の充実を図る。

さらに、防災関係機関の防災部門以外の職員や地域住民に対しても、必要な知識やリスクに応じた行動等が確認・理解できる教育研修を、防災訓練に先立って実施し、その成果を訓練で確認・検証するよう努める。

(4) 多数の主体が参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの主体と連携した訓練の実施が期待され、多数の主体が参加・連携した訓練の実施を通じて相互補完性を高めていく必要がある。

このため、国と地方公共団体、地方公共団体相互、行政と民間、分野（業界）単位、地域単位、実動部隊相互等様々な連携や、在日米軍等との国際的な連携の枠組みにより、多数の主体が参加する訓練の実施に努める。

(5) 防災関係機関等相互の連携強化

災害時、特に初動対応の段階では、国の行政機関と被災した地方公共団体を始めとした防災関係機関等が相互に連携を密にし、正確な情報の収集とそれに基づく迅速かつ的確な対応が不可欠である。

このため、国や地方公共団体の幹部を含めた防災担当者による合同訓練を定期的実施するとともに、国は、各地域や業界等で実施される防災訓練に積極的に参画し、地方公共団体やその他の公共機関、ライフライン・インフラ事業者等の防災関係機関等との平時を含めた幅広い協力・連携体制の構築を図る。

地方公共団体等は、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、安全規制担当省庁、指定公共機関、他の地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等との緊密な連携の下、広域的なネットワークを活用した訓練や、地方公共団体間において締結されている協定等に基づく広域的応援・受援訓練の推進に努める。

(6) 災害被害を軽減する国民運動に寄与する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、訓練を報道により見ることを通じて、自らの災害に対する準備を充実させることができるよう、また、地域、学校、職場等における幅広い層が参加するよう、訓練内容を工夫・充実するとともに、マスコミ等との連携を図りつつ、より多くの者が参加できるよう防災訓練の実施時期・実施場所・実施内容・申込方法等を具体的に明示した広報の充実を努める。防災訓練の内容については、ハザードマップを活用した想定される災害リスクの確認やそれに応じた避難行動、避難場所、避難経路等の確認、転倒防止器具による家具や備品の固定、ガラスの飛散防止、感震ブレーカーの設置等、被害減少のための予防的な取組、避難指示等や緊急地震速報等による危険回避行動を積極的に加えるとともに、住民一人一人が防災に関する正しい知識を身につけ、日頃から具体的な「備え」を実践することや被災時に的確な行動を促すことを呼びかけ、自ら「日常においていかに備え、災害時に何をするべきか」について

考える機会となるよう工夫する。

また、訓練の実施にあたり、住民が適切な避難・行動を判断するのに必要な情報をスマートフォンアプリ等様々なツールを用いて発信する訓練に努める。

「自らの命は自らが守る」という意識が醸成された地域社会の構築に向け、子供の頃から地域の災害リスク等を知り、命を守る行動を実践的に学ぶことが重要であることを踏まえ、防災関係機関は、小学校、中学校等において実施される避難訓練と合わせた防災教育を積極的に支援する。

(7) 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練計画の作成、訓練の実施等に当たっては、男女共同参画の観点のもと、女性の積極的な参加が得られ、かつ、女性の視点を取り入れた訓練内容となるよう努めるとともに、様々な特性を有する要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人（在留外国人及び訪日外国人旅行者等）等をいう。以下同じ。）の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難場所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

(8) 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、訓練準備の途上で判明した問題点の分析、参加者の意見交換、訓練見学者及び外部有識者からの意見聴取等を通じ、訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上、必要に応じ、訓練の在り方、防災マニュアル、防災協力協定、防災行動計画（タイムライン）等の見直し等を行って、実効性ある防災組織体制等の維持・整備、防災関係機関相互の連携強化を図る。

(9) 計画的・体系的訓練の推進

防災関係機関及びその防災担当者は、本大綱で示した多様な防災訓練について、年度を通じて計画的に準備・実施するとともに、訓練内容も体系的に検証・確認できるように実施し、組織的に災害対応力の向上が図られるよう努める。

なお、多数の主体が参加する大規模な訓練をより実践に即した状況で実施するなど、日程調整や訓練準備、段階的な訓練実施などに複数年度を要する訓練については、実施年度以前より円滑に準備を行えるよう、次年度以降の訓練計画（中期計画）を定め、計画的・体系的な訓練実施に努める。

（別紙 1 「防災訓練中期計画」参照）

(10) 国からの支援

国においては、地方公共団体等における防災研修、訓練等の充実に資するため、マニュアルや教材等の提供に努める。

(11) デジタル等の新技術の活用

デジタル等の新技術の活用は、人命救助、被害最小化等の災害対応力の向上に資するものとして、大きな期待が寄せられている。このため、デジタル技術等を活用した災害対応に備え、電子

地図を用いた関係機関相互の情報共有等、特に初動期に有用な情報収集・共有や、緊急支援物資の調達・輸送、被災者支援手続等の各分野に係るデジタル技術等を活用した災害対応手順を確認し、発災時の情報共有や意思決定に実際に活用できるようシステムの操作習熟等を図る実践的な訓練の実施に努める。

また、訓練参加者が、より現実性をもって訓練に臨むこと、災害発生時の行動の適否を事後的に評価すること、任意の時間に訓練を行うこと等を可能とする観点から、スマートフォンアプリ等のデジタルツールを活用した訓練の実施に努める。

さらに、初動対応・応急対策の強化に資する新技術についても、発災時に実際に活用できるよう操作習熟等を図る実践的な訓練の実施に努める。

(12) 感染症に配慮した訓練の実施

実災害の災害対応時に必要となる感染症対策を踏まえ、デジタル技術等も活用しながら、感染症に配慮しつつ訓練を実施する。

また、訓練内容の企画に際しては、必要に応じ、感染症対策に関する項目を取り入れるよう努める。

(13) 社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害に係る訓練の実施

自然災害等と異なり、その原因自体による直接的な物理的被害が発生しない中で生じるインフラ障害（原因が不明な場合を含む）であって、大規模かつ複合的に発生し、社会的影響を及ぼす大規模インフラ障害を想定した防災訓練を実施するよう努める。

4. 政府における総合防災訓練等

(1) 地震・津波災害に関する防災訓練

ア 「防災の日」総合防災訓練

「防災の日」（9月1日）に、以下の訓練を実施する。

a 「防災の日」政府本部運営訓練

内閣総理大臣を始めとする全閣僚の参加の下、千島海溝地震、日本海溝地震を想定し、関係地方公共団体等と連携して、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画を踏まえた災害時の地震災害応急対策の実施体制の確保等を図る訓練を実施する。

b 首都直下地震を想定した九都県市合同防災訓練と連携し、被災地（神奈川県）への現地調査訓練を実施する。

c 首都直下地震を想定し、閣僚の徒歩等による官邸への参集訓練を実施する。

イ 「津波防災の日」・「世界津波の日」地震・津波防災訓練

国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるため、「津波防災の日」・「世界津波の

日」(11月5日)の前後に以下の訓練を実施するとともに、地方公共団体、民間企業等に広く呼びかけを行い、地震・津波防災訓練の実施を促す。

a 緊急地震速報の訓練

地方公共団体等と連携して、広く国民の参加の下、緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施する。

b 地震・津波防災訓練

○関係地方公共団体等と連携し、各地域で、地震に備えた制度や防災対応に関する周知・広報を行うとともに、地域住民を対象にした地震・津波防災訓練を実施する。

○大規模地震による津波を想定し、関係地方公共団体、その他の公共機関等と連携して、被災者の救助・救出活動訓練、活動支援のための TEC-FORCE（国土交通省緊急災害対策派遣隊）による緊急排水訓練、道路・航路啓開や緊急物資輸送訓練、船舶への非常災害発生周知措置及び伝達等に係る訓練を実施する。

ウ 政府図上訓練

a 緊急災害対策本部事務局運営訓練

南海トラフを想定し、関係地方公共団体、関係指定公共機関等と連携して、具体的な応急対策活動に関する計画等に基づき緊急災害対策本部事務局運営訓練を実施し、その業務遂行能力の向上を図るとともに、応急対策の有効性等に係る検証を行う。また、必要に応じて、座学や参集訓練を実施する。

b 緊急災害現地対策本部運営訓練

千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震や南海トラフ地震を想定し、各地域で、関係地方公共団体、関係指定公共機関等と連携して、具体的な応急対策活動に関する計画等に基づき緊急災害現地対策本部運営訓練を実施し、その業務遂行能力の向上を図るとともに、応急対策の有効性等に係る検証を行う。また、必要に応じて、座学や参集訓練を実施する。

c 自衛隊統合防災演習

大規模災害対処能力の向上を図るため、南海トラフ地震を想定し、関係府省庁の参画の下、防衛省（自衛隊）と関係地方公共団体等が連携し、総合的な防災訓練（指揮所活動）を実施する。

d 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対処訓練

千島海溝地震、日本海溝地震及び南海トラフ地震に関連する各種情報の発表と伝達及び発表された際の政府の対応に関する訓練を実施する。

e 首都直下地震に関する初動訓練

首都直下地震を想定し、初動対処を確認する訓練を実施する。

エ 地域ブロック広域訓練

首都直下地震や南海トラフ地震等を想定し、地域ブロックにおいて、関係府省庁、関係省庁地方支分部局、関係地方公共団体、その他の公共機関、ライフライン・インフラ事業者、マスコミ

から構成される協議会等が主体となって広域的な実動・図上訓練を実施する。

- a 九都県市合同防災訓練
- b 中部ブロック南海トラフ地震防災対策推進連絡会広域連携防災訓練
- c 近畿府県合同防災訓練
- d 南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会合同防災訓練

オ 地方公共団体等と連携して実施する実動訓練等

警察庁（警察災害派遣隊）、消防庁（緊急消防援助隊）、国土交通省（TEC-FORCE）、海上保安庁、防衛省（自衛隊）及び災害派遣医療チーム（DMAT）等が、関係地方公共団体等と連携し、実動訓練等を実施する。

- a 各管区警察局等における広域緊急援助隊合同訓練
- b 緊急消防援助隊全国合同訓練・地域ブロック合同訓練
- c 離島等における自衛隊による統合防災訓練
- d 各都道府県における総合防災訓練

（２） 風水害に関する防災訓練

ア 総合水防演習

５月（水防月間）を中心に、関係地方公共団体等と連携し、各地域で水防団による水防活動の実践訓練と住民参加の避難訓練、情報伝達訓練等を組み合わせた総合的な演習を実施する。

イ 土砂災害・全国防災訓練

６月（土砂災害防止月間）を中心に、関係地方公共団体等と連携し、全国の土砂災害警戒区域等で、住民参加による避難訓練、情報伝達訓練等を実施する。

ウ 大規模水害対処訓練

大規模な河川流域において浸水被害が発生したことを想定し、大規模水害対処図上訓練を実施する。

エ 広域避難に関する訓練

首都圏における大規模水害からの広域避難の実施を想定し、関係機関が連携した図上訓練を実施する。

（３） 火山災害に関する防災訓練

活動火山対策特別措置法を踏まえ、関係府省庁等が参加する各地の火山防災協議会等が策定した避難計画に基づき、又はその検討状況に応じて、火山ハザードマップに即した避難訓練や住

民、登山者、旅行者への情報伝達体制を確認する訓練等を実施する。

(4) 雪害に関する防災訓練

道路管理者、関係機関等が連携し、大雪時に大規模な車両滞留等が発生したことを想定し、道路交通を確保するための合同実働訓練を実施する。

(5) 事故災害対処訓練

様々な事故災害に迅速かつ的確に対応するため、以下の訓練を実施する。

ア 海上災害対処訓練

大規模な海上災害が発生したことを想定し、関係府省庁が連携した図上訓練を実施する。

イ 鉄道災害対処訓練

大規模な鉄道災害が発生したことを想定し、関係府省庁が連携した図上訓練を実施する。

ウ 道路災害対処訓練

大規模な道路災害が発生したことを想定し、関係府省庁が連携した図上訓練を実施する。

エ 大規模火事災害対処訓練

大規模な火事災害が発生したことを想定し、関係府省庁が連携した図上訓練を実施する。

(6) 原子力総合防災訓練

原子力災害発生時の対応体制を検証すること等を目的として、原子力災害対策特別措置法に基づき作成された訓練計画を踏まえ、原子力緊急事態等を想定し、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で行う訓練を実施する。

(7) 業務継続計画検証訓練

ア 情報伝達・官邸参集図上訓練

首都直下地震発生時に閣僚が速やかに官邸に参集できるよう、所在の違いに応じ、利用可能な通信手段を用いた安否確認、参集手段確保の訓練を実施する。

イ 業務継続計画実効性確認訓練

各府省庁において、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、首都直下地震等発生時に自ら被災し、非常参集要員の参集が困難な場合や、地上系の通信回線が使用できないなど、執行体制、執務環境等が制約された場合を想定して、以下の訓練を実施する。

a 非常時優先業務に係る訓練

関係機関との連携を念頭に置いて、本庁舎及び代替庁舎における災害対策本部の設置・運営等の訓練を実施する。

b 管理事務に係る訓練

庁舎管理、職員の安否確認、情報システムの継続確保、帰宅困難者対応等の訓練を実施する。

(8) 分野（業界）別訓練

首都直下地震等大規模災害発生時に、中央銀行や主要な金融機関等の経済中枢機関及びライフライン・インフラ事業者等の業務継続性を確保するとともに関係機関が連携して迅速にライフライン等を復旧させることが重要である。このため、電力・通信に係る事業者間で連携した訓練を実施するなど、関係機関や電力・ガス・上下水道・通信に係るライフライン事業者、鉄道等に係るインフラ事業者等は、各分野（業界）別に、又は、応急対応のテーマ別に、業界横断的な訓練の実施に努めることとし、各分野（業界）の事業者を所管する府省庁等は、各事業者において訓練が実施されるよう積極的に働きかけるとともに、必要に応じて合同で外部機関との連携訓練を実施するよう努める。

(9) 大規模地震時医療活動訓練

南海トラフ地震を想定し、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県の7県を被災地と想定した地方公共団体が行う地域医療活動訓練と連携して、災害派遣医療チーム（DMAT）の参集、活動、広域医療搬送等の図上・実動訓練を実施する。

(10) 船舶における災害医療活動に関する訓練

大規模災害時を想定し、船舶医療活動の運用について関係府省庁、地方公共団体、医療関係団体等が連携して、船舶を活用した医療提供を行う際の活動要領等を踏まえた、関係者の練度向上を図るための訓練を実施する。

(11) 緊急輸送のための交通の確保に関する訓練

大規模地震等の災害時において、緊急通行車両等の通行を迅速に確保するため、関係地方公共団体等と連携し、道路の障害物の除去、倒壊した電柱や倒木の除去、道路の復旧、放置車両等の撤去・移動等の訓練を実施する。

(12) 物資の調達・供給に関する訓練

災害時における物資の調達、供給を迅速に行うため、関係地方公共団体等と連携し、以下の訓練を実施する。

ア 「災害時石油供給連携計画」に基づく燃料供給訓練

石油精製・元売各社等と連携し、「災害時石油供給連携計画」の実施勧告に基づく燃料供給に関する意思決定等の訓練を実施する。

イ 基幹的広域防災拠点における広域輸送訓練

川崎港東扇島及び堺泉北港堺２区に所在する基幹的広域防災拠点において、物資の輸送等に係る訓練を実施する。

ウ 国・地方公共団体間における災害時の物資調達・輸送調整等に関する訓練

災害対応に係る実効性向上のため、新物資システム（B-PLo）の操作習熟等、災害時を想定した物資支援業務に関する訓練を実施する。

（１３）在日米軍等と連携した防災訓練

関係地方公共団体とともに、自衛隊と在日米軍等が連携した防災訓練を実施する。

（１４）被災市区町村への応援職員派遣に関する訓練

応急対策職員派遣制度に基づく応援職員を関係団体や地方公共団体と連携して、円滑に派遣することを目的とした応援職員の派遣に関する情報伝達・連携訓練を実施する。

５．地方公共団体等における防災訓練等

（１） 地方公共団体等の総合防災訓練の重要性

災害時における初動対応を直接担うのは、地方公共団体であり、その業務継続の確保に努めることや、国を始め防災関係機関及び住民、事業所等との連携、協力を得て、地域の防災体制が十分その機能を発揮するよう努めることが求められる。

このため、地方公共団体においては、災害時における職員の参集、非常用電源の確保、情報システムのバックアップ、多様な手段を活用した情報伝達、災害対策本部の設置・運営、国との連携の確認等の初動対応訓練や、避難所の開設訓練、スフィア基準に沿った避難所における段ボールベッドやエアーマット等の簡易ベッド・パーティション・簡易トイレ・シャワー・仮設風呂等の設置、近隣の地方公共団体等との連携によるトイレカー等の災害対応車両の派遣、関係団体等との連携によるキッチンカーやキッチン資機材を活用した温かい食事の提供、在宅避難者・車中泊避難者・二次避難者等を含む避難生活環境の把握・向上、避難生活支援の人材育成等を目標とした避難所運営訓練、輸送事業者等と連携した支援物資の調達・輸送訓練等各年ごとに訓練を実施する上での重点的なテーマを明確にして、毎年定期的な訓練の実施に努める。

また、地方公共団体、指定地方公共機関等の地域の防災関係機関は、自衛隊、海上保安庁等、国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、障害者団体、NPO・ボランティア及び住民等とも相互に適切な役割分担を行いつつ、連携した訓練を一体的に実施するとともに、訓練の客観的な分析・評価結果を参加機関で共有し、必要に応じて連携の在り方等を見直すなどして、地域の災害対応力が向上するよう努める。

さらに、大規模災害の発生を想定し、広域的ネットワークを活用した訓練や地方公共団体間の緊密な連携の下に地方公共団体相互に締結されている協定等に基づく広域的応援・受援訓練の実施に努める。その際、滞在施設の確保や役割分担など、受援計画や応急対策職員派遣制度に基

づく応援職員の受け入れ、さらには、職員が被災した場合を想定し、地域住民や地元企業による支援活動についても訓練メニューに含めるよう努める。

(2) 国や地方公共団体相互、民間企業、関係団体の連携の重要性

災害時において、地方公共団体は国の関係機関や他の地方公共団体、民間企業、関係団体と連携して対応することが重要である。このため、国と地方公共団体の災害対策本部間や民間企業、関係団体の連携が円滑に構築されるよう、国、都道府県、市区町村、民間企業及び関係団体の連携並びに隣接した地方公共団体間の連携を想定した訓練の実施に努める。

(3) 地域の実情に応じた訓練

各地域により訓練が必要とされる災害の種類等が異なることから、地震災害、津波災害、風水害、竜巻災害、土砂災害、火山災害、雪害、原子力災害、林野火災、大規模火災等の過去の災害発生履歴等を踏まえ、当該地域において特に訓練の必要性が高い災害を想定し、多数の住民の参加による、地域の実情に応じた訓練の積極的な実施に努める。

特に、水害や土砂災害の危険性のある地域においては、出水期前の実施に努める。また、大規模水害等からの広域避難計画を策定済みの地域においては、避難元や避難先の市区町村等の関係者が連携して、避難行動を促す住民への周知、及び円滑な実施に資する関係者間の情報伝達等の習熟のため、必要な訓練を実施するよう努める。

津波災害が発生するおそれがある地域においては、地震の揺れが収まり次第直ちに津波からの避難行動を開始する早期避難意識の定着・向上を図るとともに、津波発生時の避難方法について、徒歩によることを原則とすることとしつつ、津波到達時間や指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、地域による自動車利用者の選定や避難経路の確保など避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を市区町村においてあらかじめ検討することとし、必要な訓練を実施するよう努める。さらに、避難が長時間にわたることを想定し、避難時における指定緊急避難場所での熱中症や低体温症のリスク等に留意した対策を検討し、必要な訓練を実施するよう努める。

また、災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区について、孤立時の状況把握、救助救出活動や物資の輸送、交通の確保、通信の確保など、関係機関が連携して訓練を実施するよう努める。

公共交通機関の広域的な運転見合わせにより、災害時に大量の帰宅困難者の発生が想定される地域においては、市区町村を中心に、主要駅に設置されている駅前滞留者対策協議会の参加団体が連携し、災害時の体制づくりのため、PDCA サイクルに基づいた継続的な訓練の実施に努める。

実施に当たっては、地域の防災関係機関と連携し、平時から危険箇所や訓練の手法等について意見交換が行えるような関係の醸成に努める。

なお、避難所の開設や運営の訓練においては、施設・敷地の浸水等の被害状況に留意する。

(別紙2 「地方公共団体等における防災訓練の実施例」参照)

(4) 地域住民が防災を考え、具体的な行動をとる機会の提供

地域住民が災害対策の主役であり、「自らの命は自らが守る」という意識を持つことが重要との観点から、地域住民等に対して、その地域の災害リスク情報や災害時にとるべき避難行動等の周知徹底に努める。

訓練計画の作成、訓練結果の分析・評価に当たっては、地域住民の意見、提案等が反映されるよう努める。その際、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

防災訓練は、近隣の安全な場所への避難や屋内での安全確保、早い段階での自主的避難の開始、災害に適した待避場所や家族の連絡手段・連絡要領の確認その他災害時における行動の在り方のみならず災害発生前の備えについて考える機会となる。このため、地方公共団体等は、地域住民に対して、防災に関する講演会やワークショップ形式を活用したマイ・タイムラインの作成等の実践的な研修等を通じ、その地域の災害リスク情報や災害時にとるべき避難行動等を周知するとともに、訓練にはハザードマップを活用した想定される災害リスクの確認やそれに応じた避難行動、避難場所、避難経路等の確認、転倒防止器具による家具や備品の固定、ガラスの飛散防止等の被害減少のための予防的な取組や、緊急地震速報を見聞きした際の危険回避行動、津波災害の恐れがある地域での早期の避難行動開始を意識づける取組等積極的に加えるよう努める。

また、例えば高層建築物に入居している住民や事業者自らの災害対応力の向上を目的とするなど、地域、学校、職場等における幅広い層が連携・参加できるよう努めるとともに、訓練の広報の方法、形態についても工夫し、住民の災害に対する平時からの備えの充実につながるようになるよう努める。

さらに、発災直後から中長期まで一貫した被災支援の取組に備えることも重要であることから、一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に行う災害ケースマネジメントの訓練を実施するよう努める。

(5) 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進

地域の防災力を高めるため、地区防災計画に基づいた訓練等、自主防災組織を中心とする地域住民が自ら実施し、幅広い層が連携・参加する防災訓練の普及に努める。特に、地域の防災拠点となる学校等において、拠点の管理者と地域住民とが一体的に取り組む訓練の実施を推進する。また、地域の事業所や地域住民等による地域の要配慮者の避難支援の訓練等、災害時の共助につながる防災訓練の実施を促す。

さらに、参加者の知識・経験に応じた段階的かつ継続的な訓練となるよう配慮する。

また、NPO・ボランティア等が実施する訓練について、住民や地域の関係機関が参画することにより、地域の防災力の向上に資することとなるよう努める。

(6) NPO、ボランティア等の多様な主体との連携

地域防災計画等に位置づけられている NPO・ボランティアとの連携について、より実効性を確保するために、NPO や社会福祉協議会等のボランティア活動に関係する各機関との連携訓練

や、NPO・ボランティアの受入れを想定した訓練を実施し、災害時にNPO・ボランティアが十分に力を発揮できるような環境整備に努める。

特に、被災者のニーズ把握やNPO等の活動調整等を行う災害中間支援組織との連携について、発災後に早急な関係構築を図ることは困難であることから、平時から災害時を念頭に置いた役割分担等を定めるとともに、これらに基づき訓練を実施するよう努める。

なお、避難所の運営訓練の実施に当たっては、避難所運営の担い手育成の観点から、住民やNPO・ボランティアの参加を得て避難生活環境の向上を意識した訓練となるよう努めるとともに、避難生活支援リーダー/サポーター研修等の実施により、生活支援の担い手となるボランティアの発掘・育成及び連携に努める。

さらに、在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者も含め、避難生活にかかる状況を把握し向上させるため、NPO・ボランティアに加え、保健師、社会福祉協議会や福祉事業者等、地域の支援者との連携を強化した訓練など、地域の実情に応じた訓練の実施に努める。

(7) 避難指示等の発令・伝達の円滑化

洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮、津波の災害発生に備え、地域の防災関係機関との協力体制を構築した上で、災害時に避難指示等の発令の必要性について意思決定し、利用可能な伝達手段を活用しつつ躊躇なく避難指示等を発令・伝達できるようにするとともに、住民が適切に避難行動をとれるよう、職員と住民の参加による避難指示等の発令・伝達、避難判断のための訓練の定期的な実施に努める。

避難情報について、住民にその内容が理解されるよう周知徹底することが極めて重要である。

また、住民や地域の関係機関が参画する訓練の実施に努め、特に、災害発生のおそれの高まりに応じて、発令対象区域を限定して、必要と認める地域の要配慮者に対して発令される「高齢者等避難」及び必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令される「避難指示」、「緊急安全確保」について、その意味や発令された際にとるべき行動等に関する理解の促進に努める。

避難指示等の発令・伝達の訓練に当たっては、警戒レベルを用いて、住民が的確に状況を把握し、とるべき行動を理解できるよう伝達する。ただし、津波のおそれがある地域や海沿いにいるとき、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報等の発表や避難指示の発令を待たずに、自発的に危険な地域からの一刻も早い避難が求められることを踏まえ、住民への伝達の際にレベル区分はなじまないことから、基本的には避難指示のみを発令することとなることに留意する。

なお、避難情報等が住民等に確実に伝わるよう、聴覚や視覚などの心身の状況等に配慮して、多様な伝達手段を組み合わせることで情報を発信することに留意する。また、空振りを減らし、住民が我がこと感を持てるよう、災害リスクのある区域等に適切に発令対象を絞り込むため平時から発令基準を整備することが重要であること、更に避難情報の発令の判断に際しては、国・都道府県に技術的な助言を求めることができる点にも留意する。

(8) 要配慮者の避難支援訓練等

避難行動要支援者ごとに、避難先や避難経路、避難誘導時の配慮事項等の情報を記載した個別

避難計画の実効性を高めるには避難行動要支援者が自主的に実施できるもの（屋内安全確保を想定した訓練や、避難先まで歩き経路を確認すること等）を含め訓練を通じた改善が重要である。

こうしたことを踏まえ、考え得る様々な災害や被害を想定し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画も活用して、高齢者等避難等の避難情報の伝達、避難場所への避難誘導、避難所の開設・運営等に関する訓練を、「防災」と「福祉」の関係部局や地域の関係者（自主防災組織、社会福祉協議会等）が緊密に連携の上、要配慮者本人、居宅介護支援事業者や相談支援事業者、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）の管理者、さらにはNPO・ボランティア、地域企業の従業員等の参加を得ながら実施するよう努める。訓練で得られた課題等については、実効性のある個別避難計画の作成、地区防災計画や要配慮者利用施設の避難計画等の策定、施設職員向けのマニュアルの改正等の改善策の検討を通じて、要配慮者の避難支援等の体制の整備に努める。特に訓練等で個別避難計画と地区防災計画の連動について実効性を確認することが重要である。

また、要配慮者が災害時に適切な避難行動をとれるよう、自宅等の災害リスクを伝えるとともに、最寄りの避難場所までの経路確認の機会とするなど、聴覚や視覚に障害がある人などを含む要配慮者の避難行動の理解促進や実効性確保に向けた取組を実施する。

さらに、個別避難計画に係る訓練など、要配慮者に係る訓練項目を追加することや、要配慮者本人の参加を促すため、要配慮者が参加しやすい訓練とすることに努める。

なお、難病患者、小児慢性特定疾病児、医療的ケア児者に係る訓練を実施する場合には、医療的ケア児支援センターなど、支援を行っている関係機関等と連携の上、実施するよう努める。

（９） 不特定多数の者を対象とした防災訓練

大型商業施設、地下街、旅館・ホテル、観光施設、競技施設等の集客施設と連携し、従業員や一般客が参加する防災訓練を推進し、災害時の地域の安全の確保に努める。

その際、訪日外国人等にも配慮し、多言語化や視覚化に対応したデジタルサイネージやスマートフォンアプリ等の災害情報伝達ツールを活用した情報伝達や避難誘導等に関する訓練の実施に努める。

（１０） 感染症の拡大を想定した防災訓練の実施

感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、防災部局、保健福祉部局、保健所、消防等が十分に調整して、各機関が持っている知見を活かし医師等専門家の確認を受けるなどしつつ感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練等を積極的に実施するものとする。

その際、感染症対策に必要な手順・課題等を確認・検証し、防災マニュアル等の見直しに資するものとする。

（１１） 国民保護に係る訓練との連携

国民保護訓練は、国民保護法に基づき国、地方公共団体、指定公共機関等が連携して実施しているが、国民保護における住民避難や救援については、災害対応と共通する点が多いことから、防災訓練において国民保護の取組を紹介することや防災訓練に続けて国民保護訓練を実施する

こと等、国民保護訓練との連携に留意する。

6. フォローアップ等の実施

本大綱に基づく政府の防災訓練の実施状況については、年度末に向けて、これをフォローアップし、その結果を翌年度の総合防災訓練大綱に反映させる。

7. 本大綱の変更について

本大綱について、やむを得ない事態が生じたときは、中央防災会議会長の専決により変更することができる。

防災訓練中期計画

緊急災害対策本部事務局運営訓練及び緊急災害現地対策本部運営訓練	具体的な災害応急対策に関する計画が策定されている千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震や南海トラフ地震を想定し、関係地方公共団体、関係指定公共機関等と連携した緊急災害対策本部事務局運営及び緊急災害現地対策本部運営に関する図上訓練を毎年度実施する。
大規模地震時医療活動訓練	千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震や南海トラフ地震を想定して、関係地方公共団体等と連携し、災害派遣医療チーム（DMAT）の参集、活動、広域医療搬送等の訓練を、令和8年度は静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県の7県、令和9年度は関東ブロックを被災地と想定した訓練を実施する。
原子力総合防災訓練	原子力災害発生時の対応体制を検証すること等を目的として、原子力災害対策特別措置法に基づき作成された訓練計画を踏まえ、原子力緊急事態等を想定して、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で行う訓練を毎年度実施する。
被災市区町村への応援職員派遣に関する訓練	応急対策職員派遣制度に基づく応援職員を関係団体や地方公共団体と連携して、円滑に派遣することを目的とした応援職員の派遣に関する情報伝達・連携訓練を毎年度実施する。
管区広域緊急援助隊合同訓練	大規模災害時の災害対処能力向上及び防災関係機関との連携強化を図るため、管区警察局ごとに広域緊急援助隊、緊急災害警備隊等の部隊が一堂に会し、関係実動部隊と一体となった合同の実動訓練を毎年度実施する。
緊急消防援助隊全国合同訓練	緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を図るため、千島海溝地震及び日本海溝地震を想定災害として、関係地方公共団体、関係実動部隊と連携して、全国規模での実動訓練及び図上訓練を令和8年度に実施する。
緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練	緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を図るため、関係地方公共団体、関係実動部隊と連携して、全国を6ブロックに分け、ブロック内の緊急消防援助隊の合同の実動訓練及び図上訓練を毎年度実施する。（令和8年度の北海道東北ブロックは、全国合同訓練のため実施なし）
「災害時石油供給連携計画」実施の訓練	石油備蓄法に定められた「災害時石油供給連携計画」に基づき、緊急時石油供給に関する図上訓練及び実動訓練を関係府省庁、関係企業、業界団体、都道府県と連携して、毎年度実施する。
大規模津波防災総合訓練	11月5日「津波防災の日」・「世界津波の日」の前後に、南海トラフ地震等による大規模津波が想定される地域において、防災関係機関と連携し、被災者の救助・救出活動、活動支援のための TEC-FORCE による緊急排水や道路・航路啓開、緊急物資輸送等の実動訓練を毎年度実施する。

基幹的広域防災拠点 における広域輸送訓練	大規模災害時に首都圏・近畿圏の物流コントロール機能を担う、川崎港東扇島及び堺泉北港堺2区に所在する基幹的広域防災拠点において、防災関係機関と連携した緊急物資の広域輸送等の実動訓練を毎年度実施する。
総合水防演習	5月の水防月間を中心に、全国9ブロックにおいて、関係地方公共団体（水防管理団体）、防災関係機関等と連携し、水防団による水防活動の実践訓練や住民参加の避難訓練、情報伝達訓練等を組み合わせた総合的な訓練を毎年度実施する。
自衛隊統合防災演習	千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害を想定し、関係府省庁、関係地方公共団体等が一体となって、発災時の政府の指揮・意思決定及び連携体制を実践的に検証する総合的な防災訓練（指揮所活動等）を毎年度実施する。

地方公共団体等における防災訓練の実施例

事 項	内 容
1 初動体制等危機管理体制の検証、情報収集・伝達等の訓練	防災関係機関は、それぞれの地震防災強化計画、防災業務計画及び地域防災計画に基づき、防災関係機関相互の連携と協力体制の確保に努めるとともに、情報の混乱防止に配慮した、迅速かつ的確な災害関係情報の収集・伝達及び広報の訓練として、以下の訓練に努める。 ○緊急地震速報受信時等の危険回避行動訓練、交通機関が途絶した場合等を想定した職員等参集訓練、地震発災直後における被害情報の収集・伝達・分析に係る訓練（ドローン、アプリ、リモート会議の活用等）、災害対策本部機能の検証等初動体制の確立に係る訓練 ○都道府県から市区町村へのリエゾン派遣訓練 ○応急対策職員派遣制度に関する情報伝達・連携訓練 ○防災関係機関相互間における中央防災無線、衛星携帯電話等の各種の通信網を活用した情報の収集・伝達訓練 ○防災関係機関の情報を一元化する新総合防災情報システム（SOBO-WEB）、及び各機関の防災情報システム等を活用した情報収集及び地理空間情報の共有・伝達訓練 ○防災関係機関と住民等との間におけるインターネット、アプリ、アマチュア無線、衛星携帯電話等の多様な手段を活用した情報収集・伝達訓練 ○住民避難の周知徹底等住民の安全確保のための情報伝達（アプリ、タブレット等多様な手段の活用）及び災害発生後の余震、降雨等による土砂災害及び建物の倒壊、公共施設の破損等二次災害防止のための点検に係る広報訓練
2 応急対策訓練	防災関係機関は、保有する航空機、船舶、緊急車両、資機材等の特性と機動力等を活かしつつ地域での一体的な共同訓練として、以下の訓練に努める。 ○災害時に備えた資機材・人員等の配備及び関係機器等の操作訓練 ○同時多発火災の消火・延焼防止、負傷者等の救出・救護、トリアージ訓練、医療機関への搬送等の訓練 ○避難所の設置及び運営、給食及び給水並びに非常用トイレ対策等の対応訓練（宿泊演習やトイレ環境の整備、パーティションの設置、段ボールベッドの設置・使用を含む） ○宿泊施設を活用した避難所開設に係る訓練 ○自宅や車中泊を含めた被災者の所在及びニーズの把握並びに健康状態の確認訓練 ○二次避難を取り入れた訓練 ○広域応援協定等に基づく広域的応援訓練と支援体制の点検 ○地域住民や地元企業による応援訓練

	○緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等の受入れ ○電気自動車・燃料電池自動車等（電動車）を非常用電源として活用する訓練 ○避難所開設などにおいて、女性視点を取り入れた訓練 （運営への女性参画、女性専用スペース（更衣室、授乳室、トイレなど）の設置、防犯ブザーの設置、生理用品の設置など）
3 自主防災訓練	自主防災組織を中心とし、地区防災計画に基づいた訓練をはじめ、地域の一員としての事業所・学校・障害者団体・NPO・ボランティア等の参加・協力を求めて行われる地域住民等の連帯による地元密着型の自主防災訓練等として、以下の訓練・取組に努める。 ○地域住民等相互が助け合って行う初期消火、負傷者等の救出・応急救護、給食給水、災害関係情報の収集・伝達・広報等の訓練 ○要配慮者の置かれた様々な状況を踏まえて、地域住民等と行う避難・誘導訓練 ○避難行動要支援者名簿等も活用した、大規模な住民避難及び屋内退避に係る訓練等、特に要配慮者に重点を置いた避難・誘導訓練 ○個別避難計画に記載等されている避難先や、避難支援等実施者と合流する場所（玄関先等）まで移動する訓練 ○避難所の開設、運営訓練と合わせて、個別避難計画の実効性を確認するための訓練を行い、避難行動要支援者の避難生活訓練も実施 ○ペットを伴った避難及び受入訓練 ○地域住民と NPO・ボランティア間の協力による救援活動・救援物資等の支援の受入れ、調整等に係る訓練 ○各事業所における災害時の要員の参集、従業員等の初期消火・避難誘導・生産ラインの点検、情報システム等の復旧手順の点検・確認訓練、災害情報の収集・伝達等の訓練及び応急復旧等の訓練及び防災関係機関、近隣の事業所、地域住民等との合同訓練 ○学校等を防災拠点とする地域住民の参加による訓練 ○地域、家庭、職場、学校等における災害時の安全対策・防災用品の点検、非常持出し品の点検及びその携行、緊急地震速報や津波警報等の発表時、避難指示発令時、竜巻等突風発生時等における危険回避行動の点検、避難経路・避難場所の確認、家族との連絡方法の確認等の訓練 ○マンションを多く有する地域では、マンションのエレベーターや電気、上下水道等が停止した場合の訓練 ○夜間における災害発生に対応した訓練並びに長期間の避難及び帰宅困難者支援訓練等広域・同時被災に対応した訓練 ○「自宅周辺の災害リスクや災害時の避難経路等」を予め確認した上で、「災害・避難カード」の作成及び家庭内での共有 ○当該カードに基づいた避難訓練の実施及び記入内容の見直し

	○通訳ボランティアの支援による「災害多言語表示カード」を使用した外国人に対する避難誘導訓練 ○災害ケースマネジメントを取り入れた訓練 ○高齢者や障害者などが、地域の方と一緒に散歩がてら楽しみながら避難行動を確認する訓練（ひなんさんぽ） ○やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、自動車利用者を選定し避難経路を実際に運転し避難行動を確認する訓練
4 緊急輸送路確保等の訓練	防災関係機関相互の連携のもと、道路及び岸壁の損壊、放置車両、避難・救援車両及び船舶の流入等による陸上・海上の交通渋滞・混雑に対する訓練として、以下の訓練に努める。 ○災害時の運転方法等の普及啓発と併せ、道路の障害物の除去、道路復旧、放置車両等の撤去の訓練 ○緊急輸送路確保のための車両の流入規制等の交通規制、交通信号機減灯対策、船舶の入港制限等の交通規制訓練 ○車両、船舶、航空機等多様な輸送手段を活用し、それぞれの機能と特性を考慮した応急対策要員等の緊急輸送訓練 ○都道府県の区域を越えた広域的な緊急輸送訓練及び重傷患者の搬送訓練
5 ライフラインの確保・対応、物資の調達・輸送等の訓練	防災関係機関等が一体となって、ライフライン等の確保、情報化対応及び物資の調達・輸送等の円滑化に向け、以下の訓練に努める。 ○通信・電力・ガス・上下水道等のライフラインの地域、企業等において行う代替手段等の確保、関係機器の点検とその使用方法の習熟等の訓練 ○ライフライン施設における、相互応援も含んだ応急復旧等の訓練 ○災害廃棄物処理計画も活用した災害廃棄物に関する地方自治体での処理体制の確保に関する訓練 ○住居、事務所等の倒壊に備えた応急用資機材の確保、調達、応急復旧等の訓練 ○情報ネットワークシステムを利用している事業所等におけるバックアップ手段の点検・運用等の訓練 ○地方公共団体の住民情報システム等の安全対策の点検、代替方策の確認等の訓練 ○物資拠点の開設及び受け入れ等に関する訓練 ○物資供給事業者や運送事業者等の協力による支援物資の調達・輸送訓練 ○大規模地震等発災時に「災害時石油供給連携計画」が発動した場合の石油連盟による緊急要請対応システム又は燃料調整シートを活用した訓練 ○大規模地震等発災時に国への要請が必要となった場合の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用した訓練 ○ドローンを活用した物資の輸送訓練

6 混乱防止訓練・帰宅困難者対策訓練	ターミナル駅、繁華街、地下街、高層ビル、競技施設等のような不特定多数の者が集まり、心理的不安を誘発しやすい場所等において、防災関係機関等が一体となって施設利用者の安全確保、情報伝達・広報、避難・誘導等の訓練として、以下の訓練に努める。 ○大型商業施設、旅館・ホテル、観光施設、競技施設等において、必要な情報を適切に提供する情報伝達訓練・広報訓練、一般客の参加を得た緊急地震速報受信時等の施設利用者の安全確保（施設の状況によっては施設内待機）・避難・誘導訓練 ○滞留状況把握と関係機関間での情報伝達に関する訓練 ○鉄道、地下鉄等における乗客への情報伝達、避難・誘導、負傷者の応急救護、緊急地震速報等を用いた列車の停止・減速運転、車両脱線復旧等の訓練 ○病院、社会福祉施設、競技施設等における要配慮者等の情報伝達、緊急地震速報受信時等の避難・誘導訓練 また、大都市圏においては、上記のほか、駅前滞留者対策訓練や徒歩帰宅訓練等の帰宅困難者を想定した訓練の実施に努める。
7 津波、水害、土砂災害、火山災害、火災等の危険が懸念される地域における訓練	近年の風水害、火山災害、火災等の教訓等、地域の特性を踏まえて、住民、観光客、施設管理者等の参加協力を得るよう努めつつ、以下の訓練に努める。 ○洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮、津波、雪害、火山災害、林野火災、大規模火災等の懸念される地域における避難指示等の発令・伝達・広報訓練 ○住民や観光客、登山者等の不特定多数を対象とした避難・誘導訓練、救出・救護訓練、雪下ろしの訓練等 ○津波危険予想地域における沿岸部の警戒監視、津波警報等と避難指示（緊急）の伝達・広報訓練及び住民、観光客、船舶等の早期避難・誘導、水難救助訓練（スピーカー搭載ドローン活用等） ○積雪寒冷下における避難誘導訓練、避難所の開設等訓練 ○地震と風水害等の複合災害を想定した訓練
8 地域内の誰もが、それぞれの場所に参加できる訓練（シェイクアウト訓練等）	従前の訓練会場に参加者を集める方式だけでなく、地域内の不特定多数の者を対象とした以下のような訓練等により、防災啓発効果の向上に努める。 ○事前登録した不特定多数の参加者が、訓練開始合図（アプリの活用など）で一斉にそれぞれの場所で行う、自身の安全確保訓練 ○地域内の学校、職場、店舗等で統一的に行う安全確保訓練、避難訓練 ○インターネットを活用した、蓋然性の高い科学的地震シナリオに基づく被害想定周知と事前学習
9 感染症拡大防止に配慮した避難所開設・運営訓練	新型コロナウイルスなど感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症拡大防止に配慮した、以下の訓練に努める。 ○アプリや顔認証システムを活用した受付・登録、避難情報の管理 ○受付における、避難者の体温測定等体調の確認 ○発熱、咳等のある者及び濃厚接触者と一般避難者の滞在スペースの割り振り

	○それぞれの滞在スペースについて、パーティションなどを活用したスペースの十分な確保 ○避難所運営スタッフの防護具の利用・着脱等
10 国民保護に係る訓練との連携	国民保護における住民避難や救援については、災害対応と共通する点が多いことから、以下のような取組により、防災訓練において、国民保護訓練との連携に努める。 ○防災フェスタなどのイベントや地域の防災訓練等における国民保護を扱うブースの設置（国民保護に関するチラシ・リーフレットの配布、Jアラートの音源の紹介等） ○住民避難や避難所運営などの訓練における防災と国民保護の共通点・相違点の紹介・状況の付与 ○防災関連の講演会・シンポジウムにおける国民保護の紹介